

**平成29年度 第3回南丹市地域福祉計画推進委員会
議事録**

開催日時	平成30年2月19日(月) 午後2時00分～午後3時30分
開催場所	南丹市役所 日吉支所 4階大ホール
委員長	岡崎祐司委員長
出席者	岡崎祐司委員、中川圭一委員、下田敏晴委員、中澤義久委員、船越昭委員 木戸吉行委員、林克美委員、清水範子委員、南清委、谷口和隆委員 坪井秀粹委員、中嶋美好委員、松本千里委員、出野比啓委員 倉内喜久雄委員、栢下修委員、青木達也委員、久保元哲志委員、山崎正則委員 明田忠弘委員 以上20名
欠席者	玄野昌実委員、福田昌之委員、小林敏和委員、大坪洋子委員、志藤修史委員 秋田裕子委員、森山悟志委員、堀江長委員、森昭夫委員
事務局	(南丹市) 弓削市民福祉部長 社会福祉課 船越課長、橋本課長補佐、小玉主事 (南丹市社会福祉協議会) 山内常務理事、榎原次長、栃下地域福祉部長 松尾地域福祉課長 (委託事業者)(株)ぎょうせい 花田、井川
傍聴者	2名
内容 (協議事項等)	1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 協議事項 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について (3) 今後の予定について 4. 閉会

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
司会	<p>1. 開 会</p> <p>出席者 20 名 南丹市地域福祉計画推進委員会条例第 6 条第 2 項により会議成立</p> <p>委員交代があり、洞庭修平委員の後任として南丹警察署生活安全課生活安全係長の青木達也様に就任いただきます。</p>
委員長	<p>2. 委員長あいさつ</p> <p>本日は福祉計画策定の最終の委員会です。既に前回の委員会で委員の皆さんには福祉計画・活動計画の素案をご覧いただき、いろいろな意見をいただいた後、パブリックコメントを含めて事務局で調整いただき今回の修正案を提案いただきました。</p> <p>地域福祉計画に関しては、案の中でも若干触れていますが 2000 年に社会福祉法が改正され各市町村が地域福祉計画を立てることができるということになりました。しかし、地域福祉とはそこから始まったわけではなく、地域福祉そのものは法が後追いをしただけです。もっと前から地域の中や関係者の中、社協の中で地域福祉という言葉は普通に使ってきたものです。ようやく法が後追いで 2000 年から作るということになりました。特に社会福祉協議会は以前から活動計画を各市町村で作りを続けて来ました。2000 年の法改正により南丹市でも地域福祉計画を作ろうということになり、私は関わらせていただきました。当時一緒に作った方々はほとんどおられなくて、私が一番事情を知っているという状況になっています。</p> <p>合併した後で、南丹市のそれぞれの地域の個性、特徴、文化、歴史などを踏まえながら南丹市としての一つの方向性を作っていこうということで、いろいろ苦労しながら作っていただいたと思います。</p> <p>本来ですと南丹市の地域福祉計画と社協の活動計画を一体的に作っていても良かったのですが、まずは南丹市の法定の計画を作って、それを見てくださいながら社協で活動計画を作るということになりました。地域に根ざしてどう組み立てていくかということを社協にやっていただいたというのがこの間の経過です。</p> <p>1 期の南丹市地域福祉計画の時は「地域福祉ってそもそも何のこと？」というところから議論が始まり、社協とは何かとか、地域とは何かとかゼロのところから議論して作っていきました。今回、3 期計画を提案させていただいているところですが、ようやく南丹市と南丹市社会福祉協議会の計画を一体的に作るということで、両事務局、専門家の方々に詰めていただきながらかなり構成の整理されたものが案として提案されたと思っています。 1 期</p>

	<p>から関わっている者としては、ようやくここまで来られたんだなと思って今回の案が一体的に作られているのは良かったと思っています。</p> <p>介護保険の計画や障がい者のプランは具体的にサービスの量を規定して、どこに何カ所作るとか、どのぐらいのサービス量を整備するなどですので、計画としては非常に見えやすいものです。地域福祉計画・活動計画は量的に何かを示すものではなく、南丹市の住民の皆さんが主体となってどのように地域の福祉活動を作っていくのか、それに対して市や社協がどういう役割、責任を果たすのかということを組み立てていくものです。ある意味どこの市町村で作っても同じという金太郎飴的な物ではなくて、個性がかなり出てくるものです。そういう意味で南丹市の計画も1期の計画と比べてもやっていく中で様々な課題が明らかになっていますので、整理していただいたのではないかと思います。それぞれの南丹市の地域の持ち味・個性を踏まえながら、南丹市としての一つの方向性、多様性の統一をして作ってきていますので、委員の皆さんもかなりご意見をいただき、随分読み込んでご意見をいただいています。今日はその意見も踏まえて事務局で計画案の修正案を作っていますので、ぜひ実りある議論ができればありがたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここからは条例第6条第1項の規定に従いまして、岡崎委員長に議長をお願いしたいと思います。それでは、委員長よろしくをお願いします。</p>
委員長	<p>3. 協議事項</p> <p>(1) パブリックコメントの結果について</p> <p>(2) 第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について</p> <p>それでは、(1)パブリックコメントの結果についてと(2)第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)については関連しますので、事務局で適時関連させながら説明いただければと思います。</p>
事務局 (南丹市)	<p>(資料確認の後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1に基づき、計画(案)の修正箇所を説明。 ・資料2に基づき、パブリックコメントに対する考え方と計画(案)への反映箇所を説明。
委員長	<p>前回の委員会での意見やパブリックコメントの意見を反映した案を説明いただきました。パブリックコメントへの回答についても併せて確認いただく必要もあります。ご意見、ご質問、確認等があればお願いします。</p>
委員A	<p>P88の評価指数の計画策定済の推進組織数は現状で1で、5年後は5になっているが、6ではないのですか。現状で未策定組織数が5なのでプラス5ではないのですか。</p>

事務局	<p>計画策定済組織数は、5年後には現状からプラス4と考えています。現在未策定の5組織のすべてで計画策定ができるかというのは難しいところで、その内の4組織でできればと考えています。</p>
委員B	<p>確認ですが、推進委員会で検証も進めていくという説明でありましたが、この組織はずっと残るということですか。</p>
事務局	<p>この地域福祉計画推進委員会は、本日添付している資料（条例）にもありますように、条例の中で所掌事項を定めております。地域福祉計画の進捗状況の把握、計画推進のための方策の検討、計画の見直しに関することについて、今後もお世話になりますますがよろしくお願いします。</p>
委員C	<p>P47の「第3層たすけあい推進会議」の中で、コーディネーターは第1層・2層で設置されていると思うが、第3層はこれから設置されるわけですが、地域リーダーという名称になりますと地域から選ぶということですか。</p>
事務局	<p>現在は第2層のところに生活支援コーディネーターを各町ごとに1人設置しています。これは市が設置しており、社協に委託しています。1層も設置をしていきたいと考えていますが、こちらも市で設置していきます。3層は市ではなく、各地域から選出いただくこととなります。少し色合いが違いますので名称を「地域リーダー」と付けて区別しています。</p>
委員C	<p>地域で選ぶというのは、その地域に任せるということですか。</p>
事務局	<p>市や社協が支援しながらになりますますが、地域の中で協議いただいてリーダーを選んでいただき事業を進めていきたいと考えています。</p>
委員C	<p>考え方はわかりますが、なかなか大変なことです。一番核心の部分だと思えます。もう少し住民にわかるような形にして周知徹底していただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>市も社協と一体となって地域に入らせていただき進められるようにしていきたいと思えますので、よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>第3層のコーディネーターの役割についての説明は本文のどこにありますか。</p>
事務局	<p>P70に掲載しています。地域リーダーだけを取り上げたものではありませんが、生活支援コーディネーターについて説明しています。</p>
委員長	<p>P70の説明は、介護保険法改定に伴う総合事業の中でのコーディネーター</p>

の説明ですね。P69には第3層の地域リーダーの位置が描かれているということですね。今お話があったように、オフィシャルにはこういう役割がありますが、それをもう少し具体的にどう動くかというのは、社協等と連携しながら形作っていくということですね。
社協の方からはよろしいですか。

事務局（社協）

今、委員長からおっしゃっていただいた通りです。この計画の中でも第3層というのは南丹市の地域福祉を進めていく核になると思っています。では、住民に任せるのかというと、決して住民だけではこれはできません。ただし、地域の中で芽と言いますか、そういう人材を発掘しながら、そこに社協や市が支援をしながら第2層のコーディネーターを含めて地域へ入っていく中で一緒に作り上げていきたいと思っています。

委員D

今のところに拘るのですが、ネットワークというのは集まりの組織体制であって会議とかそういうものをするという考え方で、そのものが実動部隊になるというものではないという話を前に聞いたと思いますが、実動部隊的なうちの地域ですと困りごと相談などをしてはいますが、そういう形のものをネットワーク会議で話し合った中で、実動部隊は社協等が見つけ出してするという形になるのでしょうか。どのようなものを描いているのかをお聞かせください。

事務局（社協）

具体的に名前を出させていただきますと、平屋では組織が立ち上がり、計画もできています。それに基づいて具体的に地域においてそれぞれの困りごとを解決するための進めをしていただいています。もう一つ、計画を作った後、実動部隊をどうするのかということについては、当然にして地域と連携しながら社協ができる支援を含めて考えながら一緒にやっていますが、社協は側面的、後方支援は積極的にしていきますが、住民主体の中で動かしていくという方向を考えています。

委員E

先だっの委員会でもお尋ねしてかなり改善されわかりやすくなったと思います。P61の防災に関することについて、確認・質問をします。避難所にもいくつもの種類があるので、それぞれの定義をきちんと欲しいと申し上げましたが、その意味では地域の避難所が一時避難所で、市が設置する避難所が収容避難所であると説明されているのですが、福祉避難所の説明がありません。

1点目の質問は、前回の会議でも提起しましたが10月の台風時の対応についても、地域の避難所と市が設置する避難所との関わり、誰がどう運営するのか、誰がどう責任を持って両者の連携を図るのか、情報を把握し連絡をするといったより具体的な部分については、別途の防災計画等の中に載せていくのか、この計画の中でもう少し記載するのかについてお尋ねします。

2点目は、P62で防災マップづくりという事例を取り上げていただいて、

非常によくわかるなと思うのですが、日常的に民生委員として活動していく中で一番引かかるのが個人情報はどう扱うかということです。マップを作る時に個人情報をどういう風にそれぞれが共有し、あるいはどこまでを公開しこのマップに繋いでいくのかというあたりをどうクリアしていくのかと思います。そのあたりについてご説明いただければと思います。

事務局

福祉避難所につきましては、福祉事業所等にお世話になり、施設の機能をお借りする中で、一般の避難所では避難生活ができない方についてお世話になるということで、現在 11 施設と協定を結んでいます。そして必要がある時に施設に繋いで避難していただくということをしています。確かにこのページの中で福祉避難所の説明がありません。ただし防災計画には記載しておりますのでこちらと連動する中で考えていければと思います。

マップづくりの際の個人情報についてですが、本人に合意を得て平時から共有する情報として災害時要配慮者支援台帳があり、区長や消防団、民生委員の方々と共有しています。これら情報共有されている方々で協議いただく際に情報を利用いただく方法もありますが、全区民が参加する中での話になると個人情報保護の点では難しい点が出てくる可能性もあります。支援を要する方やその家族の方等と一緒に協議に参加いただく中で進めていただく場合においては、本人からの情報を得て進めていくことになればマップづくりも進捗するのではと思います。また、地域によって人口が多い所、少ない所もなど差がありますので、その地域に応じた取り組みをいただく中で、必要に応じて相談させていただきたいと思います。

委員 E

先ほど質問を一つ洩らしました。福祉避難所に関連して、今いろんな場面で在宅での介護などが強く進められています。そうであればあるほど医療的なケアが必要な方が地域においでになるようになってきます。現実にもおられます。例えば透析が必要であるとか、かかりつけの総合病院にお世話になれないといけないとか。その方をどういうところへ避難していただくのか。医療的なケアが必要な方は福祉避難所では対応しきれないと思います。その場合はどうすればいいでしょうか。

事務局

確かに委員がおっしゃったように福祉避難所は福祉面での機能はありますが医療的ケアは難しいと思います。在宅で医療的支援が必要な方が福祉避難所へ避難することは難しいと思います。これについては全体的な市の防災計画などでも十分検討していく中で、医療・病院も含めた中での体制を考えていくことも必要ではないかと思います。

事務局（社協）

答えにならないかもしれませんが、いろいろな事例をあげながらお答えさせていただきます。防災の活動というのは本当に大切な指摘をされていると思いました。個別具体的な「あの人がどうするのだろう」ということは、たぶん地域で活動されている方はすぐに顔と名前が頭に浮かぶと思います。そう

いう人をどうするんだということを地域福祉計画の中にそこまで具体的に記述できるのかという問題が一つあります。ここにマップづくりを一つの提案とさせていただいたのは、まさに地域でそういう人をどうしようかという時に、マップを作っておいて、地域でできること、市や行政、社協の支援が必要なこと等を地域の中で整理していく一つのツールにしていけばいいと思います。そういう話し合いや連携の体制を構築しようということを提案しているのが福祉推進組織です。もう一つは個人情報の取り扱いです。一つの事例ですが紹介します。防災マップを作る時に普段から、例えば公民館にマップを掛けておいて、みんなで見てもよい情報を一番下を書いて、次に透明のシートをかぶせて何かあった時にはみんなで知る情報を書く、次に福祉施設や社協など事業所が普段握っている情報で普段から公開する情報ではないけれどもいざという時には必要な情報を地図にかぶせてみんなで避難を促したりします。最後に、行政は高度な個人情報を持っているが、いざという時、命が大切だという場面では個人の同意がなくても公開できるのでそれにかぶせて最終的に地図を完成させてみんなであたろうというような備えをされている地域があります。この話し合いを繰り返していく中で、地域の中で「では私は普段からみんなに知ってもらっていいから登録してください」というような手上げを促しておられる地域があります。いろんな地域でそれぞれの取り組みがあると思いますが、そういった地道な地域の取り組みを進めていこうという方向性を打ち出しているのが地域福祉計画であるということをご理解いただきたいと思います。

委員長

福祉避難所のことは確かに説明がありません。計画書のページの的にもここに入れるのは難しいと思いますが、事業所の役割のところいくつか目標が書いてありますが、事業所の皆さんは十分ご承知のことでもありますので、ここを整理して書く事で、福祉避難所の説明が入れられるのではと思います。前のページの取り組みのところにも入れられるかもしれません。

それから、南丹市防災計画の中にも各避難所のことが記載されていると思いますので「防災計画と連動しながら」という言葉を入れていただくということをお願いします。

それと、医療的ケアの必要な方の問題は医療計画にも関わってきます。災害医療は府の関係にもなってきますし、医療の問題をこの計画に書く事はほぼ無理ですし、かなり専門性が高い問題になります。ご意見いただいたことはかなり重要であるのはその通りなので、そこは確認ということで、南丹市の防災計画なり医療計画で押さえておいていただくということではいかがかと思えます。

先ほどおっしゃっていた個人情報の話は今社協から説明いただいたとおりでと思います。個人情報保護法は予防的側面と言いますか、事前的抑止と言いますか、情報をぞんざいに扱うことを防ぐ意味があります。例えば、防災マップを作っていて個人情報が無造作にその辺に貼ってあるということはダメだということです。マップ等を扱っている側の運営や管理の体制をしっか

りしなさいという事だと思えます。そのことを今社協からおっしゃっていただいたと思えます。個人情報などのネックをどう超えていくかということが活動の中で重要だということは押さえておくべきだと思えます。もし、事例の中で触れられるなら「社協や行政と相談しながら作っていきましょう」という文言に押さえておくなどでどうかと思えます。どちらにしても、持っている情報をきちっと管理することは住民の中でも必要なことです。個人情報保護法があれば全く動けないということではありませんが、活動の中でネックとなってくるのは事実ですので、社協や行政と確認しながら進めていくのがよいという整理をさせていただきます。非常に重要なお意見ですが、他の計画の中に盛り込むことは無理かと思えますので確認させていただきました。

他にございませんか。それではパブリックコメントに対する考え方について何かありますでしょうか。

全体を通しましてご意見はありませんか。

委員 F

計画がどうということではありませんが、「住民が主体的に取り組む地域づくり」とありますが、すべての分野において住民が主体的になってと言われるが、地域の主体性に行政や社協がしっかりカバーすることが必要であると思えます。

その中で、今、鶴ヶ岡地域では京都府の補助金をもらってアプリを使った見守りをしています。スマホを触ることによって元気かどうか分かったりしますし、いろんな情報がアプリでわかります。今年度は鶴ヶ岡で、来年度はオール美山で取り組みます。地域ごとにそれぞれの事情がありますので、どの地域でも同じことができるとは限りませんが、やはり地域の主体性にしっかりと行政も社協も関わって欲しいと思えます。

委員長

鶴ヶ岡のアプリについてはすごく面白い活動だと思えますので、また参考にさせていただければと思えます。

では、前回の意見やパブリックコメントの意見も含めまして、第3期計画の案に対してご了承いただいたということによろしいでしょうか。

以後、文言等修正があるかも知れませんがそれにつきましては、委員長と事務局の方で確認させていただいて修正させていただきたいと思えます。

では、基本的にはご了承いただいたということで、ありがとうございます。以降は事務局にお返しします。

司会

委員長、ありがとうございました。

続きまして、今後の予定につきまして事務局から説明します。

事務局

今後の予定ですが、本日、計画案について承認をいただきましたので、日程を調整の上、3月中旬に岡崎委員長から市長と社協会長に答申いただきます。

	<p>計画策定後は、計画書（本編）と概要版を作成し、概要版を全戸配布して計画の周知を図りたいと思います。計画書については、委員の皆様にお送りさせていただき予定です。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、弓削市民福祉部長より挨拶をさせていただきます。</p>
<p>弓削部長</p>	<p>4. 閉会あいさつ</p> <p>委員の皆様には、第3期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画の策定に際し、お忙しい中、昨年度からの長い期間、慎重にご審議いただき、多くのご意見、ご支援をいただいたことに対し、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本計画は、この後、委員長から南丹市長、南丹市社会福祉協議会長に答申をいただいて、今年度中には策定してまいります。</p> <p>平成30年度から5年間の地域福祉の方向を示すものですので、福祉施策の柱として進めてまいりますので、今後も引き続き、それぞれのお立場からご支援ご協力をお願いしまして、お礼とさせていただきます。</p> <p>本当にありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>これを持ちまして南丹市地域福祉計画推進委員会を終了させていただきます。大変お世話になりありがとうございました。</p>